

佐賀市東よか干潟ワイズユース推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ラムサール条約湿地東よか干潟の環境保全、ワイズユース（賢明な利用）、交流・学習及び普及啓発を推進するため、市内の団体等が自ら企画・立案し実践する活動及び商品開発の取組に対し、予算の範囲内において交付する補助金について、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市内の団体等」とは、市内に住所、居所、事務所又は事業所を有する個人又は団体をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、別表のとおりとする。

(交付申請の添付書類)

第4条 規則第3条第3号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者の概要が分かる資料
- (2) 誓約書

(交付の決定)

第5条 市長は、規則第3条の申請があったときは、当該申請に係る事業内容について、別に定める選考委員会の意見を聴いた上で、補助の可否を決定するものとする。

(実績報告の添付書類)

第6条 規則第12条第3号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業に要した経費の領収書その他の経費の額を証明する書類の写し
- (2) 事業を実施した状況を確認できる写真等

(関係書類の整備)

第7条 補助事業を行う者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第8条 規則第17条ただし書きの規定による財産の処分の制限とする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業	補助事業の例示	対象経費		補助率（補助金額）
		項目	内容	
1 活動事業	(1) 東よか干潟及びその周辺の景観維持又は清掃などの環境保全に関する活動 (2) 東よか干潟の生物多様性の保全に関する調査や普及啓発に関する活動 (3) 自然観察会など、干潟とのふれあいの推進に関する活動 (4) 海と山との交流など、エコツーリズムの推進に関する活動 (5) 講演会やワークショップなど、東よか干潟の価値や魅力の発信に関する活動	報償費	講師等謝金	10分の10以内（ただし、5万円を限度とする。なお、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）
		需用費	消耗品費、印刷製本費	
		役務費	傷害保険料、郵便料、手数料	
		使用料・賃借料	会場使用料、車両・機材等賃借料	
		その他の経費	活動事業に必要であると市長が認める経費	
2 商品開発事業	(1) 東よか干潟のワイズユースや地域振興に資する独自の土産品やグッズ等の新規商品の開発又は既存商品の改良 (2) 東よか干潟独自の体験・学習メニューの開発	報償費	開発指導等謝金	2分の1以内（ただし、10万円を限度とする。なお、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）
		需用費	消耗品費	
		委託料	パッケージデザイン等委託料、試作品等の外注加工費等	
		原材料費	試作・改良に使用する原材料費	
		その他の経費	商品開発事業に必要であると市長が認める経費	